

第9回八戸市景観審議会 会議録

日 時：平成21年7月8日（水）午後2時から

場 所：市庁別館8階研修室

出席委員：9名（戸村会長、橋本副会長、河村委員、木村委員、久保澤委員、嶋守委員、白石委員、高橋委員、山田委員）

事務局：妻神都市整備部長、石黒都市整備部次長、在家都市政策課長、
松橋まちづくり景観グループリーダー、磯島主幹、柳町主査

司会	<p>本日は、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>ただいまより「第9回八戸市景観審議会」を開会します。</p> <p>審議に先立ちまして、妻神都市整備部長より会長へ諮問、付議をさせていただきます。</p>
都市整備部長	<p>八戸市景観審議会会長 戸村春樹様。八戸市長小林眞。</p> <p>八戸市屋外広告物条例第10条第1項の規定による適用除外について諮問。</p> <p>八戸市屋外広告物条例第19条の規定に基づき、次のとおり諮問します。</p> <p>一つ、八戸市屋外広告物条例第10条第1項の規定による適用除外について。</p> <p>以上です。よろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>事務局よりご報告申し上げます。</p> <p>本日は委員10名中9名が出席しておりますので、八戸市景観条例施行規則第23条第2項の規定により、会議が成立することをご報告申し上げます。</p> <p>次に、資料の確認をさせていただきます。資料は、審議会の直前ではありましたが、事前に「次第」、「議案資料」、「説明資料」を送付しておりました。</p> <p>お手元に資料がない方は、お知らせください。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、会長に審議の進行をお願いします。</p>
会長	<p>ただいま市長から議案について諮問をいただきましたので、慎重に審議し、答申したいと思えます。</p> <p>今回の審議会は諮問案件を審議することになりますので、議事録の署名者をお2人選ぶことにします。私が指名させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>（同意の声あり）</p>
会長	<p>ご異議が無いようでございますので、それでは、河村委員、木村委員をお願いします。</p> <p>早速審議に入りたいと思えます。</p> <p>議案第1号「八戸市屋外広告物条例第10条第1項の規定による適用除外」につきまして、事務局の説明をお願いします。</p>
都市政策課長	<p>はい。それでは説明します。</p> <p>議案第1号「八戸市屋外広告物条例第10条第1項の規定による適用除外」についてご説明します。</p> <p>議案資料の表紙をめぐっていただきまして、議案と提出理由を述べておりますが理由をご覧ください。</p> <p>八戸市屋外広告物条例第10条第1項の規定による条例第6条及び第8条の規定の除外を受けるために先月6月30日に八戸ガス株式会社から適用除外許可申請書が提出されまし</p>

た。

条例第10条第1項及び第19条第3号では、市長が広告物若しくは提出物件が良好な景観の形成若しくは風致の維持に資すると認めるとき、又は特にやむを得ないと認めるときは八戸市景観審議会の意見を聴き、条例第5条、第6条及び第8条の規定の適用を除外し、又は緩和することができるとしております。

当該許可申請にかかる広告物が八戸市屋外広告物条例第6条及び第8条の規定の適用を除外して表示されることにより、良好な景観の形成に資するものか意見を勘案するものです。

次に説明資料の1ページをご覧ください。

申請がありました適用除外許可申請書の写しですが、広告物等の表示の場所は八戸市沼館三丁目6番48号の八戸ガス株式会社の敷地内で、直径19.7mの球形ガスホルダーの全面となる1,220㎡に表示するものです。

説明資料の2ページをご覧ください。

適用除外許可申請の理由についてですが球形ガスホルダーはその大きさ、内容物から、威圧感、不安感を与えていること、八戸市景観計画の産業景域における景観形成方針に、沼館地区は海沿いの賑わいと海への開放感のある景観形成します、とあること。これらから八戸産の代表的な魚が泳ぐ水族館をモチーフにした絵を球形ガスホルダーに描くことによって威圧感、不安感の解消及び沼館地区の良好な景観形成に寄与できると考えているからとあります。

その他、平成16年にウミネコをイメージした絵を描いた球形ガスホルダーが市民の皆さんからも好評であること、今年の春にオープンしましたシンフォニープラザ及び親水空間として整備された公園をビューポイントとして考えていることが記載されております。

また、当該適用除外許可申請の内容は屋外広告物条例第6条「禁止物件」及び第8条「許可地域」の規定の適用を除外するものとなっております。

資料の3ページをお開きください。

屋外広告物を表示する場所を示す地図になっております。八戸ガスの上に赤丸で示してある部分になります。4ページは球形ガスホルダーのデザイン案となっております。5ページには表示面積と材質が記載されております。

以上が八戸ガス株式会社から提出がありました「適用除外許可申請書」の写しとなります。

続きまして、屋外広告物の定義及び屋外広告物条例に基づく規制等についてご説明します。資料の6ページ、説明資料2となっておりますが6ページをご覧ください。

「屋外広告物」とは、屋外広告物法第2条に定義されており、次の4つの要件を全て満たすものは表示する内容に関わらず屋外広告物に該当します。

常時又は一定の期間継続して表示されるものであること。 屋外で表示されるものであること。 公衆に表示されるものであること。 下の方にいきまして、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものであること。以上でございます。

先ほどご覧いただきました資料4ページのデザインによりますと、4つの条件を満たしているため球形ガスホルダー全体が屋外広告物となります。

次に7ページ、説明資料3と記載されておりますが7ページをご覧ください。

八戸市屋外広告物条例に基づく規制等についてご説明します。八戸市屋外広告物条例に基づく規制は、禁止広告物、禁止地域等、禁止物件、許可制度の4つに大きく分けられますが、の太線で囲っております屋外広告物の表示等ができない物件の中に、煙突並びにガスタンク、水道タンク及び石油タンクがあります。

ただし、規制の適用除外を定めた条例第9条の第3項では、一定の要件を満たせば、禁止物件にも市長の許可を受けて屋外広告物を表示することができます。

具体的には次の資料8ページの下側にあります囲みをご覧ください。ガスタンクは、原則的には広告物等を表示できない禁止物件であるが、10㎡以下の自家用広告物、2㎡以下の管理用広告物であれば、市長の許可を受けて表示することができます。

水族館をモチーフにした絵は、八戸ガス株式会社の自家用広告物でも管理用広告物でもないため、禁止物件を定めた条例第6条の適用を除外することにより、自家用広告物、管理用広告物以外の屋外広告物を表示することができることとなります。

次に、条例第8条の適用を除外することにつきましてご説明します。

資料は9ページになります。

条例第8条の許可地域では、禁止地域を除く地域において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする場合、市長の許可を受けなければならないと規定しております。許可の基準は、八戸市屋外広告物条例施行規則第12条を受けてまして、別表第4の1に定めております。

当該申請にかかる屋外広告物は建築物等の壁面を利用するものであるため、広告物の表示面積の合計が30㎡以下で、かつ当該同一壁面の面積の2分の1以下であることが許可の基準となります。球形ガスホルダーの表面積1,220㎡の全面を使用して屋外広告物を表示することは、現在の基準では許可できないこととなるため、条例第8条の規定の適用除外を申請しております。

次に資料の10ページをご覧ください。

今回の「適用除外許可申請」の根拠条文及び八戸市景観審議会へ諮問させていただく根拠となる条文を記載しております。

八戸市屋外広告物条例第10条第1項では、広告物等が良好な景観の形成に資すると認める、もしくは良好な風致の維持に資すると認めるとき、または特にやむを得ないと認めるときは、八戸市景観審議会の意見をうかがった上で、条例第5条、第6条及び第8条の規定の適用を除外・緩和することができるとしております。

次に説明資料の11ページ、説明資料-4と右上に表示している11ページ、八戸市景観計画における景観形成方針等をご覧ください。

屋外広告物の規制・誘導は八戸市屋外広告物条例で行っておりますが、球形ガスホルダーの設置されている場所における八戸市景観計画の位置づけ等について参考までにご説明します。

景域図の中に少し小さいですが馬淵川の下流側になりますが、赤い丸がございます。こちらが申請にかかる球形ガスホルダーの位置となります。

次に景域図の下の表でございますが、工作物の設置場所に記載洩れがありましたので、お手数ですが空欄に数字をご記入いただきますようお願いいたします。

工作物の設置場所ですが、八戸市沼館三丁目6番48号です。

都市計画法におけます区域区分等は市街化区域、工業地域となっており、景観計画における景域は、馬淵川と新井田川を景観軸とする景域、産業景域、住宅景域の特徴を有している場所となります。

良好な景観の形成に関する方針として直接的に関係する部分は、馬淵川と新井田川を景観軸とする景域において、馬淵川は海や周辺の広大な見通しや川沿いの美しさのある景観を形成します、と記載されております。

また12ページにまいりまして、枠の2つ目になりますが、産業景域における太字の部分ですが、沼館地区は海沿いの賑わいと海への開放感のある景観を形成します、とあります。

また、屋外広告物を除く工作物を新設等や外観の変更をする際の行為の制限に関する事項では、周辺の良い景観との調和に配慮すること、それから1番下の枠の太字になりますが、道路等の公共空間に接するときは、威圧感、圧迫感を軽減するよう配慮すること、その他色彩についても周辺景観との連続性、調和等に配慮するよう求めております。

続きまして、資料14ページ以降は現況写真等となっております。

資料15ページのA3横の地図ですが、真ん中の青い丸は球形ガスホルダーの位置でございます。AからQは撮影場所とその方向を表しております。現況の写真と、一部現況写真にデザイン案の画像を合成ものが16ページ以降にございます。アルファベットにアポストロフィーがついているものは、デザイン案の画像を現況写真に合成したものとなっております。適用除外許可申請書の申請理由にありましたシンフォニープラザの親水空間として整備された公園のベンチからの写真は、資料の23ページのK地点からのものとなります。

以上で、議案第1号八戸市屋外広告物条例第10条第1項の規定による適用除外の説明を終わります。

当該申請にかかる広告物が、条例第10条に基づき良好な景観の形成に資すると認められるものかご審議くださるようお願いします。

以上で説明を終わります。

会長	<p>ただいまの事務局の説明につきまして、皆さんご意見ご質問等ありましたら、挙手をお願いします。</p> <p>今あるうみねこの図柄のガスタンクは、平成16年に許可されているということですが、現在の規定と違っておりますので、詳しく事務局からご説明がありました。</p> <p>先ほどの適用除外、議案第1号の理由の最後にも書いてありますが、八戸市屋外広告物条例の各規制の適用を除外して表示されることにより、良好な景観の形成に資するのかどうか、皆さんにご意見を賜りたいと思います。</p> <p>それから現在のうみねこをイメージし平成16年に作られたデザインのガスタンクですが、非常に好評であったようで、もうひとつのタンクの絵が楽しみである、子供に見たいとせがまれた、などあったようです。</p> <p>これは5年間で一度塗り替えですか。</p>
都市政策課長	10年です。
会長	ウミネコのデザインのガスタンクは、愛称を募集してウミネコ丸と決定されておりますが、今度は水族館、八戸産を代表する魚の泳ぐ水族館をモチーフとしてきれいな海を表現して、八戸市を訪れた人はもちろんのこと八戸の市民の皆さんに親しんでもらえると考

	<p>えているということです。これはウミネコをイメージしたものとイメージ的にも連続性を持つのではないかと思います。</p> <p>なにしろガスタンクですので、内容物は可燃性ガスです。威圧感、不安感をものすごく与える可能性はありますが、このように絵を描くことによって、皆さんに親しんでいただく。周辺の公園の整備されている、親水空間として公園の整備されておりまして、そういうところも調和がはかれる、そして憩いの空間として更に展開するという可能性をもっているのではないかなと考えます。</p>
委員	<p>問題はデザインですね。</p> <p>前は何か意見は出たのですか。前回はさすがに斬新で、面白いことをやるなと思って悪い印象は与えないと思いました。</p> <p>素人目には明るくて悪くないとは思いますが、ただ斬新すぎるかなとも思いました。</p>
委員	<p>前はどのような意見が出たのですか。</p>
事務局	<p>前は県の条例に基づきまして事務を八戸市がやっており、前回のウミネコの絵、これ自体が広告物であるのかないのかという議論のところ、これは社名の部分だけをピックアップして、許可という形でやっておりました。</p> <p>その後、平成20年に八戸市の方で条例を制定いたしまして、国との運用がきちっと示されたのを反映しまして、今回、絵も広告物の一部という形で規制の解釈を位置づけております。</p> <p>国の指針というものは目安として用意しているわけですが、八戸市の場合はこのように形で特別な特例許可があるというところで、今日をご審議していただいております。</p> <p>全国的に見ますと、禁止している自治体でも、八戸のように特例をもって許可できるという自治体、それから全く特例がない自治体もあります。</p> <p>知事や市長が指定したものを禁止するという県や市も、具体的には規則などで指定せず、結果として規制していないという団体もあります。</p> <p>あと1つはこのようなタンク類には全く規制をしていない団体もあります。</p>
委員	<p>現在のウミネコのタンクは、市民からなんらかのマイナス的な意見が出たことはあるのですか。</p>
都市政策課長	<p>一時、むしろ景観賞として候補にあがったことがあります。</p>
委員	<p>プラスの方ですね。</p>
委員	<p>今、良好な景観の形成に資するものであるかどうかという所がポイントですが、私個人では素晴らしい案だと思っております。球形というのは比較的と無機質な感じがするわけですが、このようにデザインすることによって、許可申請の理由に書いてありますが、そこに何か威圧感とか不安感を与えるものを解除するならば、景観をより楽しくといたしますが、親水空間として考えてこのような整備をされることは、非常に素晴らしいことだと思いません。</p>
会長	<p>他に何かご意見ございますでしょうか。</p>
委員	<p>全員のご意見を伺ったらいかがでしょうか。</p>
会長	<p>それではお願いします。</p>
委員	<p>目的がやはり景観に対する思いからのことだと思いますし、実際に味気ない無地のタンクだと結構威圧感もありますし、私はいい事だと思いますので、よろしいかと思いません。</p>

委員	<p>この件に関しましてはなんら問題はないと判断します。</p> <p>必要以上に良し悪しを判断するものは逆にいかなものかと思imasので、問題がなければ、今施設の持っている公共性、私企業のものであっても存在としての公共性や、ランドマークにもなりますし、このような取組みをしていただくのは歓迎したいと思imas。</p>
会長	ありがとうございます。
委員	特にこれといった意見はありません。
委員	私も特に問題はないと思imas。
委員	<p>結論から言えば、私も大した問題はないと思imas。</p> <p>頻繁に市営バスで橋を通るので、別にほとんど違和感がないし、かえって白っぽいよりはきれいな色になった方が親近感と言imasるか、親しみを持てていいなと昔から思っておりましたので、別に問題はないと思imas。</p>
会長	はい、ありがとうございます。
委員	<p>この図案で気になっていたのが、キャッチコピーで「クリーンエネルギー」とありますが、「クリーンエネルギー」と中のガスとの兼ね合いはどうなるのかなと思imasして。</p> <p>国のクリーンエネルギーと勘違いされる可能性がなきにしもあらずかなって思imas。</p>
会長	これは企業のメインコピーがクリーンエネルギー八戸ガスとなっております。デザイン案の左上の方に書いてあります。
委員	ただ、市民がこれを見て勘違いをする可能性はないと少し気になりまして、あえて書くのはどうなのかなと思imasましたが、企業イメージでしょうから。
会長	副会長はどうでしょうか。
副会長	特にないです。
会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>私も企業の姿勢として、積極的にこのような空間、周辺な景観といい意味で響きあうという取組み、このようにデザインが街にどうどう増えてくればありがたいと思imasし、今後波及して広がって行って欲しいと思imas。</p> <p>それでは、皆さんのご意見は伺いましたところ、無機質な、工業的な構造物で非常に面積が大きいですが、周辺に配慮されて、そしてデザインも地域性、八戸市という地域を考えてますので、特に問題はないと思imasれまし、公共性と言imasるか、ランドマークになるのではないかなと思imasれまし。</p> <p>先ほど市役所の別館10階に行ってきたのですが、そこからうみねこのタンクが見えましたので、ここからも見えるのだなと思imasてました。</p> <p>本日は市長から諮問いただきました議案つきまして、当審議会といたしましては「適用除外が適当である」ということで答申したいと思imas。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
	(異義なしの声)
会長	<p>ありがとうございます。それではそのようにさせていただきます。</p> <p>以上で、全ての予定が終了いたしましたので、進行を事務局の方にお返しします。</p>
司会	<p>それでは、これをもちまして、第9回八戸市景観審議会を終了させていただきます。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p>